

彩の国建設リサイクル実施指針

(埼玉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針)

(平成14年3月18日 部長決裁)

首都圏に位置する本県においては、住宅・社会資本の整備及び更新に伴い、大量の建設資材廃棄物が発生しており、産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。

その一方で、廃棄物の処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなっており、最終処分場の残存容量や残余年数もひっ迫しつつあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄が多く見られるなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっている。

このような状況の中で、生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

この指針は、このような認識の下に、県内における建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下、「法」という。)第3条に基づき国が定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年1月17日農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下、「基本方針」という。)に即して、法第4条第1項に基づき、本県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等(以下、「特定建設資材等の分別解体及び再資源化」という。)の促進等の実施に関し必要な事項を定めるものである。

なお、この指針に使用している用語の定義については、法第2条の規定によるものとする。

一 特定建設資材等の分別解体及び再資源化の促進等に関する基本的方向

1 基本理念

(1) 特定建設資材等の分別解体及び再資源化の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。このため、建設資材廃棄物

という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、適切な措置を一体的に講ずる必要がある。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 特定建設資材のリサイクルに係る関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

発注者

発注者は、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

元請業者

元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

県

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに特定建設資材等の分別解体及び再資源化を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発等、必要な措置を講ずるよう努めることとする。

市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

また、法第46条に基づき事務を行う市町村は、県の施策と相まって、法に基づく事務の円滑な実施のために適当な措置を講ずる必要がある。

3 特定建設資材等の分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図る必要がある。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要がある、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。

また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

(3) 本県における建築物等をめぐる状況

地理的状況

本県は関東平野の内部に位置する内陸県で、東西約103km、南北約52km、面積はおよそ3,800km²である。西部の山地、中央部の洪積台地、東部の沖積低地からなる。山地面積がおよそ1/3、残り2/3を平地が占めている。南部は首都である東京都に接しており、人口の密集と都市化が進み、建築物が密集している地区が多いのに対し、西部の山間部においては、市街地を除き建築物は少ない。

人口推移の状況

本県の人口は昭和30年代中頃から、県南部を中心に急激に増加、昭和35年に243万人だった県人口は昭和52年2月に500万人を突破し、平成3年10月には650万人を超えた。平成12年国勢調査による平成12年10月1日現在の本県の人口は、およそ694万人で、全国第5位となっている。平成7年調査と比較すると、増加数はおよそ18万、増加率は2.6%で、それぞれ全国第3位、第5位となっている。

人口増加率は、昭和45年をピークに大きく低下しており、平成2年にやや増加したものの以降は再び低下を続けている。しかし、人口は毎年増加しており、増加率も全国的に見て依然高いものとなっている。これは、1.首都東京に隣接していることによる都市化の進展、2.他都県からの若年労働人口の流入による社会増、3.若年労働者の結婚・出産による自然増、などが主な要因であると考えられる。

なお、平成14年1月1日現在の推計人口では、およそ699万人となっている。

建築物の状況

本県における建築動向を見ると、人口の流入が顕著だった昭和40年度から45年度にかけて、年間の建築確認件数は約2.5倍の8万4千件に増加した。その後、47年度の約10万5千件をピークとして、48年のオイルショック等を経て件数は減少傾向にあり、ここ数年は5万件弱で推移している。

構造別に見ると、昭和55年に初めて、非木造建築物の着工総面積が木造を上回り、現在に至っているが、特に昭和63年から平成3年頃のバブル期には大量の非木造の建築物が建築されている。

建築物ストックのうち、住宅に関しては、昭和55年以前に建築された築20年以上となる住宅が、全住宅数の4割を超える約93万戸に達し、建替時期のピークを迎えていると考えられる。(平成10年住宅・土地統計調査)

次に、建築物の除却の状況を見ると、平成元年度以降平成7年度までは除却棟数が概ね2万1千件程度で推移していたが、平成8年度の24,814件をピークにここ数年は1万6~7千件となっている。また、このうち居住用の建築物は棟数で95%、面積で93%を占め、木造建築物の占める割合は棟数で87%、面積で75%となっている(平成元年度から11年度までの平均)。構造別に見ると、木造建築物の除却に比べ、非木造建築物の除却が近年大きく減少してきている。(建築統計年報)

このように近年は景気の後退とともに建築物の除却件数が一時期よりも減少しているものの、高度成長期に建てられた建築物が、老朽化等による建替時期を迎えつつあるため、今後、建設工事に伴い排出される廃棄物は増加することが見込まれる。なかでも、建築物の多くを木造の居住用の建築物が占めていることから、多くの廃木材が発生することが予想される。

最終処分場の状況

本県においては人口の急増や都市化の進展の中で、最終処分場の新たな確保は年々困難になっており、特定建設資材廃棄物の一層の再資源化が求められている。

(4) 本県における地域の実状に応じた対応についての基本的方向

法第9条第4項に基づく対象建設工事の規模に関する基準

県は、県内の市町村の区域のうちに、建設資材廃棄物の再資源化をするための施設（以下「再資源化施設」という。）の立地状況、最終処分場における処分量の見込み、その他の事情などから判断し、政令で定められた基準ではその区域における特定建設資材廃棄物の再資源化等による減量が十分でないとして認められる区域がある場合には、当該区域について、条例により、政令等で定める基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めることとする。

法第17条に基づく指定建設資材廃棄物の縮減が認められる場合の再資源化施設までの距離に関する基準

県は、法第17条に基づき、県内における特定建設資材廃棄物の発生量の見込み、最終処分場における処分量の見込み、その他の事情から判断し、本県における特定建設資材廃棄物の再資源化等による減量を図るため必要と認められる場合には、条例により、法第16条に基づき省令で定める距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることとする。

二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

県

県は自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標及び再資源化等の促進方策等

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定等

(1) 再資源化等率に関する目標

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後、特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。また、再資源化等とは再資源化及び縮減をいう。）の目標を次の表のとおり設定する。

関係者は、特定建設資材廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進に取り組むとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に努め、この目標の達成に向けて努力するとともに、目標を達成した場合には、その実績の維持に努めることとする。

平成 2 2 年度における再資源化等率の目標

特定建設資材廃棄物の種類	目標再資源化等率
コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95 %
建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95 %
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95 %

（ 2 ） 県の事業における再資源化等率に関する目標

特に、県の事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成 1 7 年度までに最終処分する量をゼロにすることを目標とすることとする。

（ 3 ） 再資源化等の実施状況の把握

県は、この再資源化等率に関する目標の達成状況など、特定建設資材廃棄物の再資源化の実績について、国の実施する建設副産物実態調査等の結果をもって、その概略的状况を把握するものとする。

（ 4 ） 再資源化等に関する目標の見直し

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

（ 1 ） 基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

具体的には、県及び市町村は、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等が積極的に活用されるよう、制度の普及に努め、再資源化施設の整備を促進するとともに、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を定期的に把握し、その整備を促進するために必要な施策を行うほか、国とともに産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成 4 年法律第 6 2 号）に基づく施策を推進する。

(2) 具体的方策等

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、駐車場等及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用するほか、燃料として利用することを促進する。また、再資源化に関する技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

その他

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

また、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物をいう。以下同じ。）が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場（管理型処分品目の最終処分場をいう。）で処分する量を減らすよう努める必要がある。

四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。特に大規模な事業を実施する者には、再資源化により得られた物のより積極的な利用が求められる。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

県

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供、普及啓発等に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用し、民間への普及に努めることとする。

市町村

市町村は、県及び国の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 公共事業での率先利用

県の事業においては、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び埼玉県グリーン調達推進方針（案）の趣旨を踏まえ、民間の具体的

な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

なお、市町村の事業においても、国の直轄事業及び県の事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

五 特定建設資材等の分別解体及び再資源化並びに再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な住民の協力が必要であることにかんがみ、県及び市町村は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く住民への普及及び啓発を図ることとする。具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての住民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であること、発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられなければならない。

そこで、県は、広報紙やインターネットホームページ、実施事業において、資源の再利用の重要性や、そのための廃棄物の分別の必要性などの広報を積極的に実施し、環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

六 その他特定建設資材等の分別解体及び再資源化の促進等に関する重要事項

1 特定建設資材等の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担

特定建設資材等の分別解体及び再資源化を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されること

が必要である。

(1) 発注者の責務

発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

(2) 受注者の責務

受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

(3) 受注者間における適正な負担

対象建設工事の元請負人及び下請負人などの受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

(4) 県及び市町村の役割

県及び市町村は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを住民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

2 各種情報の提供等

県は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるよう、国の整備支援によるインターネット等を活用した情報システムの普及に努めるとともに活用することとする。

3 有害物質等の発生の抑制等

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）などの関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

フロン類及びアスベスト

建設資材廃棄物の処理等の過程において、冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがある非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

CCA 処理木材

防腐・防蟻のためCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）

が注入された木材（以下「ＣＣＡ処理木材」という。）については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、ＣＣＡが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてＣＣＡ処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。しかし、このＣＣＡ処理木材については、残存するＣＣＡに関する経済的な判別・分離・処理技術が未確立であること等の課題があることから、ＣＣＡ処理木材の分離・回収、再資源化のための技術開発・施設整備等の状況を見ながら慎重に対応する必要がある。

ＰＣＢ含有物

ＰＣＢを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにするため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。

4 環境への負荷の評価についての考え方

関係者は、特定建設資材の開発、製造、流通、特定建設資材を使用する建築物等の設計、特定建設資材を使用する建設工事の施工、特定建設資材廃棄物の再資源化等、最終処分等の各段階における環境への負荷の評価（ライフ・サイクル・アセスメント）の手法について、調査研究を進めその確立を図るとともに、その手法の活用に努める必要がある。

5 国及び自治体との連携協力の推進

（１） 国との連携協力の推進

県内では、国の機関の建設工事が施工されていることから、県及び市町村は、国と連携協力して、県内の公共工事における建設資材の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を推進していく必要がある。

（２） 周辺都県と連携協力の推進

住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材は、都道府県の境界を越えて広域的に流通していることから、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっては、周辺都県等と施策についての協議や情報交換を行うなど、連携して取り組むことが重要である。

なお、建設資材廃棄物が処理等のために県境を越えて持ち込まれることが多いことから、県内における、産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、「埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を定め、県外で発生した産業廃棄物を県内で中間処理する場合の事前協議を義務付けているところである。

（３） 市町村との連携協力の推進

県は、建設資材廃棄物の発生抑制並びに特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な事務や、届け出られた対象建設工事に関する情報の収集等について、県内の市町村と連携協力して取り組むとともに、事務の円滑な処理のための協議の場を設けるなどの協力関係を構築していくこととする。

また、法第４６条に基づき事務を行う市町村（以下、「特定行政庁」という。）は、県の施策と相まって、必要な事務や届け出られた対象建設工事に関する情報の収集等につい

て、県と連携協力して必要な措置を講じるよう努める必要がある。

七 指針の運用及び法の適正な実施に関する事項

1 分別解体等及び再資源化等の適正実施の確保のための方策

県は、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正実施の確保のための事務を円滑に運用するため、法第14条又は第19条に基づき、対象建設工事の受注者等に対し、必要な助言・勧告を行う場合の行政指導の方針、法第15条又は第20条に基づく命令を行う場合の処分の基準、その他必要な事項について、「埼玉県建設リサイクル実施要領（仮称）」（以下、「実施要領」という。）を定め、これを公表することとする。

また、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進する上で関係者が留意すべき事項を取りまとめた「埼玉県建設リサイクル取扱要領（仮称）」（以下、「取扱要領」という。）を定め、これを公表することとする。

2 指針の見直し等

県は、法の施行状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、適宜、この指針、実施要領及び取扱要領の内容について検討を行い、必要な措置を講ずることとする。

また、県は、これらの内容を変更した場合は、これを公表するものとする。